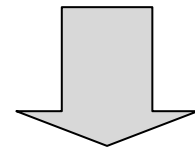


景観計画区域内行為 景観形成基準チェックリスト

【元茨木川緑地景観形成地区】

茨木市景観計画における行為地の位置付けの確認		景観要素のチェック	周辺景観の特徴・状況	計画・設計への反映
茨木市の景観形成の目標	周辺景観を構成する景観特性や要素を十分に読み取り、それらを活かした、又は調和した計画とする。	市街地景観 住宅地景観 商業地景観 工業地景観 沿道景観 シンボリック景観 ()		



・あてはまるものにシ点をいれてください
 ・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入してください。
 ・周辺景観の特徴、状況を踏まえ、本計画・設計に当たって考慮したことを具体的に記入してください。

・景観要素については茨木市景観計画第4章茨木市の景観形成の目標(P18-)を参照してください。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	
1 建築物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。			
		元茨木川緑地に面する側は、できる限り2階以上の壁面の位置を後退させる。			
	2)形態、意匠	(1)建築物本体	元茨木川緑地の緑になじむ景観とし、勾配屋根とするなど、全体としてバランスのとれた形態・意匠とする。		
			中高層建築物等では、分節や外壁に変化をつけることで、圧迫感や単調さを軽減させる。		
		(2)付帯施設	屋上に付帯する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。		
			外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。		
			屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。		
	3)色彩		ベースカラーは自然色を基本として落ち着いた色彩とし、別に定める色彩にする景観形成基準(図4)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		ベースカラー ()
			ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。(ソーラーパネルを含む。)		
			アクセントカラーは原則使用しない。		
	4)素材		周辺の景観に配慮し、地域の特性にあった素材を使用する。		
			反射光のある素材は使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。		
5)光源等		外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。			
6)緑化、外構		行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。			
		塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。 やむを得ず設置する場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、隣接する敷地との連続性に配慮する。			

協議事項

協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。

協議結果・回答

	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
2 工 作 物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。		ベースカラー ()
		元茨木川緑地に面する側では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。		
	2)形態、意匠	緑地の緑になじむ景観とし、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。		
		屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。		
	3)色彩	ベースカラーは自然色を基本とした色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図4)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
		ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。(ソーラーパネルを含む。)		
		アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。		
4)素材	周辺の景観に配慮し、地域の特性にあった素材を使用する。			
	反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。			
5)光源等	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。			
6)緑化、外構	行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。			
	塀、柵等を設ける場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、隣接する敷地との連続性に配慮する。			
3 開 発 行 為	方法	できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。		
		のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。		
		擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。		
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図4)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図4)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
		できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。		
		のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。		
		擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。		
		原則として、行為地周囲の緑化を行う。		
5 物 件 の 堆 積	方法	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。		
		高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。		
		行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路からの遮へいを行う。		
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準(図4)に適合させ、周辺の景観と調和させる。		

協議事項、協議結果・回答欄は提出後使用しますので記入しないでください。

協議事項	
↓	協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。
協議結果・回答	
<p>(記入方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各景観形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の にレ点を入れてください。また配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて具体的に記入してください。 色彩についてはマンセル値で記入してください。 アクセントカラーについては使用面積と立面に対する割合を記入してください。 	